

2015年(平成27年)
12月3日
木曜日



天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京	☀	☀	☀	☀	☀	60
横浜	☀	☀	☀	☀	☀	70
千葉	☀	☀	☀	☀	☀	80
さいたま	☀	☀	☀	☀	☀	70
札幌	☀	☀	☀	☀	☀	70
仙台	☀	☀	☀	☀	☀	60
名古屋	☀	☀	☀	☀	☀	60
大阪	☀	☀	☀	☀	☀	60
福岡	☀	☀	☀	☀	☀	50

朝日新聞東京本社 本日の編集長=沢村亙
〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

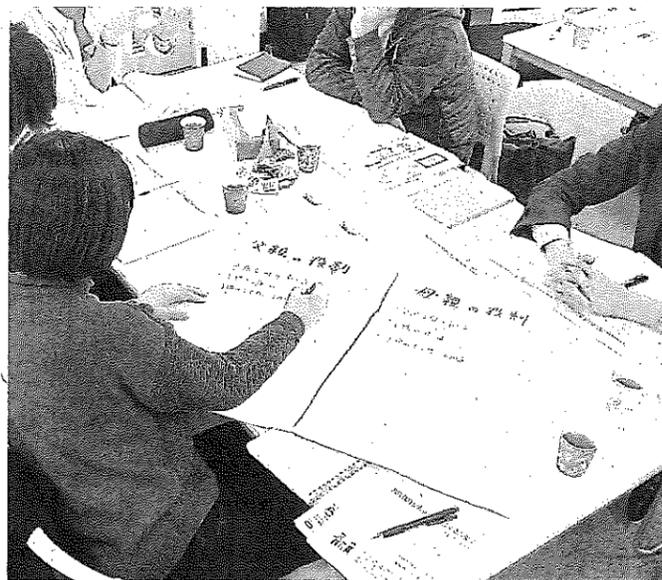
離婚後の養育トラブル 解決支援

費用や面会 こじれる前に

離婚したあと、子どものことで悩む親は少なくありません。養育費はいくらか、別居したほうの親はどんな頻度で会うのか、離婚をどう伝えるのか……。関係のこじれた親同士が話し合うのは難しいため、解決を支援する取り組みが広がっています。

NPOなどが取り組み

東京都の30代の男性会社員は先月、離婚した。もうすぐ3歳になる長男は、元妻と暮らしている。離婚する前の協議で、長男が20歳になるまで男性が養育費を月4万円ずつ支払うことや、定期的な面会「面会交流」については合意した。ただ、男性には「子どもの成長を見守りたい」という気持ちがあり、「会える頻度や、誕生日の解決をめざす。ADRは「裁判外紛争解決手続」と認識される。訴訟を



らぼーの親向けプログラム。参加者は父母それぞれの役割を話し合うなどした=東京都千代田区

厚生省によると、2014年の離婚件数は22万2107件。うち、父か母どちらかが親権をもつことが必要な20歳未満の子がいる割合は約6割の12万9千件だった。ひとり親世帯を対象にした11年度の厚生省の調査で、母子世帯の年間収入の平均は291万円(10年)。離婚による養育費の取り決

離婚後の養育費
取り決め37.7%
受け取り19.7%

めをしているのは37.7%、養育費を受けとっていると答えたのは19.7%にとどまり、養育費を受けとっていないことが母子世帯の厳しい経済状況の一因になっていることがうかがえた。面会交流の取り決めをしているのは母子世帯で23.4%、父子世帯で16.3%だった。

起さず、第三者を仲介して当事者同士が話し合う。ADRを使った支援は広がっているが、養育協議に特化して支援するのは珍しい。らぼーのADRでは、弁護士が同席して、養育費の額や支払い方法、面会交流の予定などを決める。そして、それらを盛り込んだ「共同養育計画同意書」をつくる。同意書をつくるのは、公証役場に出して公正証書とし、法的な効力を持たせるためだ。元妻は「先のこととはわからない」と合意書をつくることに同意しなかったが、話し合いは続けることになった。利用料は申し込み方によって変わる。合意書を作るには、申し込みに親それぞれが3千〜4千円、相談1回にそれぞれ1万円かかる。公証役場に出す場合はさらに手続き代理費用にそれぞれ2千円と、役場の手数料がかかる。

子の気持ち 考える講座

子どもは、離婚を自分のせいだと思いついたり、離婚後も親から愛してもらえないのかと不安になったりしがちだ。こうした心情を知り、離婚後の子育てを子どもの立場から考える「F.A.I.T.プログラム」の開発が進められている。白梅学園大学の福丸由佳

教授(臨床心理学)らが米国のプログラムを改良した。福丸教授らは一昨年、東京都でプログラムの試行実践をした。参加者は離婚後の子どもの様子などを話し合った。大阪府の男性(47)は6年前に離婚。長男(11)は元妻と暮らしており、会えるのは月に1度だ。離婚後、長男が無気力になった時期があり、男性が態度をとがめると、「僕はどっせ1人だもん」と泣き出したことがあった。面会のたびに「大切に思っているよ」と伝えると、以前の様子に戻っていた。試行実践で配られたテキストには「親子の関係は離婚後

も続くことを子どもに伝えることが大切」とあった。男性は手探りで長男と接してきたが、「離婚前に受講していたら、気持ちに寄り添うのに役立つと思う」と話す。離婚後の養育支援に取り組む自治体も増えている。兵庫県明石市は離婚届を取りに来た人に、子どもの気持ちを解説したパンフレットを配布する。「離婚は子どものせいではないことをしっかりと伝える」「子どもの前で相手のことを悪く言わない」などの助言をまとめている。窓口では「子ども養育プラン」と「子どもの養育に関する合意書」も配る。提出の義務や法的な拘束力はないが、泉房穂市長は「子どもの気持ちを置き去りにせず、考えをきっかけてほしい」。愛知県半田市や鹿児島市でもプランや合意書を配っている。(畑山敦子、伊藤舞虹)